

議第四号

とくしま文化の日を定める条例の制定について

右の議案を別紙のとおり、地方自治法第百十二条及び徳島県議会議規則第十四条第一項の規定により提出する。

平成二十五年三月十三日

提出者 全議員

徳島県議会議長 榎本 孝 殿

とくしま文化の日を定める条例

(趣旨)

第一条 県民の文化に対する関心と理解を深め、本県の優れた伝統を継承するとともに個性豊かな文化を創造し、本県の文化の振興に資するため、とくしま文化の日を設ける。

(とくしま文化の日)

第二条 とくしま文化の日は、十一月の第二日曜日とする。

(とくしま文化推進期間)

第三条 とくしま文化の日の趣旨にふさわしい取組を行う期間として、十一月三日から同月の第三日曜日までをとくしま文化推進期間とする。

(県の取組)

第四条 県は、とくしま文化推進期間には、広く県民にとくしま文化の日の趣旨を普及させ、県民による文化の振興に関する主体的な取組を促進するなど、とくしま文化の日の趣旨にふさわしい取組を行うものとする。

(市町村及び民間団体への協力)

第五条 県は、市町村及び民間団体が地域の特性に応じて、とくしま文化の日の趣旨にふさわしい取組を行おうとする場合には、必要な助言その他の協力を行うものとする。

(使用料等の特例)

第六条 県が設置した公の施設の使用料及び利用料金で規則で定めるものについては、当該使用料及び利用料金に係る条例の規定にかかわらず、とくしま文化推進期間のうち知事が定める日(利用料金の場合にあつては、当該公の施設の指定管理者があらかじめ知事の承認を受けて定める日)に限り、これを徴収しない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

県民の文化に対する関心と理解を深め、本県の優れた伝統を継承するとともに個性豊かな文化を創造し、本県の文化の振興に資するため、とくしま文化の日を設ける必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議第五号

徳島県人と人との絆を紡ぐ条例の制定について

右の議案を別紙のとおり、地方自治法第百十二条及び徳島県議会議規則第十四条第一項の規定により提出する。

平成二十五年三月十三日

提出者 全議員

徳島県議会議長 榎本 孝 殿

徳島県人と人との絆を紡ぐ条例

近年、全国的に、少子高齢化の進展や一人暮らし世帯の増加等を背景に社会における人と人とのつながりが希薄となる中で、児童虐待、高齢者の孤立化、自殺、ドメスティック・バイオレンス、いじめ等が社会問題となっている。

こうしたとき、東日本大震災が発生し、我が国は未曾有の被害を経験することとなるが、そうした中で互いに助け合いながら懸命に生きる被災した人々の姿や全国及び海外からの支援を受けて徐々に復興に向かって進みつつある被災地の状況を通して、人と人との絆の大切さが改めて見直されている。

本県では、訪れる人を温かく迎えるお接待の心、阿波踊りをはじめとする人と人とのつながりを深める文化等に培われた思いやりや人と人との絆を大切にす精神が根付くことによりぬくもりのある地域社会を形成してきたが、こうした全国的な状況を踏まえ、これまで以上に家庭や地域社会において人と人との絆を紡ぎ、より良い人間関係を築く必要がある。

このような認識の下、人と人との絆を紡ぎ、互いに助け合い、及び支え合う家庭及び地域社会の構築を促進するため、この条例を制定する。

(目的)

第一条 この条例は、人と人との絆を紡ぐこと（人と人との絆を形成することをいう。以下同じ。）に関し、基本理念を定め、並びに県民の役割及び県の責務を明らかにすることにより、人と人とのつながりが希薄となつてゐる現代社会の中で県民が家庭及び地域社会において人と人との絆を紡ぐことを推進するとともに、人と人との絆を紡ぐことを全国及び世界へと広げていくための取組に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 人は互いに支え合つて生きており、人とのつながりなくして社会生活は営めないことに鑑み、人と人との絆を紡ぐことは、県民が次に掲げる事項を基本として、それぞれの立場における役割を自覚した自主的かつ主体的な取組を進めることにより行われなければならない。

一 人と人との絆の大切さを改めて認識すること。

二 家庭及び地域社会で互いに助け合い、及びいたわり合うこと。

(県民の役割)

第三条 県民は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、夫婦、親子等の間で愛情を育むとともに、互いに尊重し、及び慈しみ合うことにより、心の通い合う家庭を築くよう努めるものとする。

2 県民は、基本理念にのっとり、互いに温かい思いやりを持って助け合い、及び支え合うことにより、安心して暮らせる地域社会の実現に努めるものとする。

(県の責務)

第四条 県は、基本理念にのっとり、人と人との絆を紡ぐことを支援する施策を推進するものとする。

2 県は、人と人との絆を紡ぐことを支援する施策を推進するに当たっては、市町村及び関係団体等との連携に努めるものとする。

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

人と人との絆を紡ぐことに関し、基本理念を定め、並びに県民の役割及び県の責務を明らかにすることにより、人と人とのつながりが希薄となつている現代社会の中で県民が家庭及び地域社会において人と人との絆を紡ぐことを推進するとともに、人と人との絆を紡ぐことを全国及び世界へと広げていくための取組に寄与する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議第6号

環太平洋連携協定（TPP）交渉参加に関する意見書

上記の議案を別紙のとおり徳島県議会会議規則第14条第1項の規定により提出する。

平成25年3月13日

| | | |
|-------|---------|-----------|
| 提 出 者 | 竹 内 資 浩 | 岡 本 富 治 |
| | 杉 本 直 樹 | 川 端 正 義 |
| | 岸 本 泰 治 | 西 沢 貴 朗 |
| | 児 島 勝 利 | 喜 多 宏 思 |
| | 笠 井 国 祐 | 榎 本 正 孝 |
| | 丸 若 田 元 | 寺 井 勝 邨 |
| | 藤 持 益 治 | 藤 北 島 勝 豊 |
| | 有 南 征 美 | 木 南 重 恒 生 |
| | 元 木 章 生 | 岡 田 理 絵 |
| | 中 山 俊 雄 | 来 代 正 文 |
| | 森 田 正 博 | 黒 崎 章 |
| | 松 崎 清 治 | 古 田 美 知 代 |
| | 長 尾 哲 見 | 大 達 良 章 |

徳島県議会議長

榎 本 孝 殿

環太平洋連携協定（ＴＰＰ）交渉参加に関する意見書

環太平洋連携協定（ＴＰＰ）交渉について、安倍晋三総理大臣はかねてから、「我が党の公約に明記したとおり、聖域なき関税撤廃を前提にする限り、ＴＰＰ交渉には参加しない」と明言していた。

この方針を基にオバマ米国大統領との日米首脳会談に臨み、去る２月２２日に、ＴＰＰ交渉への日本の参加について、「一方的に全ての関税を撤廃することをあらかじめ約束することを求められるものではないことを確認する」との共同声明が出されたところである。

また、共同声明は、全ての物品を交渉の対象とする一方、日本には一定の農産品、米国には一定の工業製品といった、両国ともに２国間貿易上の関税撤廃の例外にしたい品目が存在し、最終的な結果は交渉の中で決まるとも言及している。

しかしながら、関税撤廃から除外される聖域とはどこからどこまでなのか、また、聖域全てを守ることができるのかなど不明な点が多く、国民に対し十分な情報が提供されていない。

地方においては、共同声明発表後もなお農林水産業をはじめ医療、保険などさまざまな分野への影響を懸念する声が多く上がっている。

よって、国においては、国民のＴＰＰ交渉参加への不安を払拭するため、次の事項が講じられるよう強く要請する。

- 1 国民への交渉参加に係る十分な情報提供を行い、国民的合意形成に努めるとともに、交渉参加の判断は慎重に行うこと。
- 2 交渉参加の判断を行う場合は、米、麦、牛肉、乳製品、砂糖などの農林水産物の重要品目を関税撤廃の例外とするなど、国益をどう守るのかについて明確な方針を示すこと。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

議 長 名

提 出 先
衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
外 務 大 臣
厚 生 労 働 大 臣
農 林 水 産 大 臣
経 済 産 業 大 臣
内閣府特命担当大臣(経済財政政策)
内 閣 官 房 長 官
協力要望先
県 選 出 国 会 議 員

議第7号

MV-22オスプレイの低空飛行訓練に関する意見書

上記の議案を別紙のとおり徳島県議会会議規則第14条第1項の規定により提出する。

平成25年3月13日

提出者 全議員

徳島県議会議長 榎本 孝 殿

MV-22 オスプレイの低空飛行訓練に関する意見書

垂直離着陸輸送機MV-22 オスプレイは、昨年10月1日に沖縄県宜野湾市の米軍普天間基地に配備され、沖縄周辺において飛行訓練が行われてきた。

そして、政府は、MV-22 オスプレイ3機を3月6日から8日に岩国基地に移し、同基地を拠点として低空飛行訓練を行うと在日米軍から報告を受けたことを明らかにした。

政府によると、低空飛行訓練は日中は約150メートル以上、夜間は約300メートル以上の高度で行われるということである。

日米政府による日米合同委員会は、昨年9月に低空飛行訓練に関し、最低安全高度150メートル以上の高度で飛行し、原子力発電所や人口密集地、学校上空の飛行は回避することで合意しているが、沖縄において、県や関係市町村は昨年10月、11月の2ヵ月で318件の違反飛行が目撃されたとしている。

そのような中、訓練前日の3月5日の午後になって、突然、本県に対し当初計画していた九州上空（いわゆるイエロールート）を変更し、四国地方等（いわゆるオレンジルート）において実施されることとなったと政府から連絡があった。

MV-22 オスプレイについては、その安全性について国から未だ十分な説明がなく、県民の不安や懸念が払拭されていない中で、突然に訓練飛行ルートが変更され、低空飛行訓練が強行されたことは誠に遺憾と言わざるを得ない。

よって、国においては、具体的な飛行ルート、訓練の時間帯や訓練内容などについて、事前に十分な情報提供を行うとともに、日米合同委員会の合意事項を厳守するなど、県民が不安や懸念を抱くような低空飛行訓練が実施されないよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

議 長 名

提 出 先

衆 議 院 議 長

参 議 院 議 長

内 閣 総 理 大 臣

外 務 大 臣

防 衛 大 臣

内 閣 官 房 長 官

協力要望先

県選出国會議員